

交通チケット等を扱うOTAウェブサイトと連携したプロモーション事業 業務基本仕様書

1 業務の名称

交通チケット等を扱うOTAウェブサイトと連携したプロモーション事業

2 業務の目的

欧米豪からの訪日旅行者は20～30代の個人旅行者が多数を占めており、この年代の個人旅行者は、地方への関心も高くリピーターも多い傾向があるほか、旅行手配や情報収集をオンライン中心で行うことが特徴として挙げられる。

東北一体で行っている連携事業では、オンライン媒体を活用したプロモーションの取組は、インフルエンサーの招請や旅行代理店のWEBサイト広告を展開してきたが、今後は個人旅行者向けの取組についても並行して展開していく必要がある。また、令和7年度には、欧州現地旅行会社トップ層から、初めての訪日旅行者の旅行先ではゴールデンルートは外せないため、いかにゴールデンルートの中に東北を組み込んでもらうかが課題であり、交通事業者等と連携したプロモーションが有効な手段であるとのアドバイスも受けている。

欧米豪からの訪日航空路線は首都圏が中心であり、東京から仙台への移動については新幹線を活用することが最も効果的であることから、本事業では、これらの交通チケットのオンライン購入が多いインバウンド向けOTAサイト複数社に宮城県の魅力を伝える広告を掲載することにより、訪日旅行者がゴールデンルートの交通手段をオンライン手配する前に、旅行先の選択肢として宮城県を中心とした東北を提示できるよう戦略的にプロモーションを行う。

※OTA：「Online Travel Agent」の略で、インターネット上で旅行関連商品を販売する旅行代理店のこと。

3 期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

4 対象市場

対象市場は欧州市場を中心とするが、米国、豪州を含むこととする。また、以下の業務の内容に記載しているOTAでのプロモーションについては、英語を中心に行うこととする。

5 業務の内容

本業務の委託内容は、次の（1）から（4）に掲げる業務を行うものとし、要する経費はいずれも委託料に含むものとする。

（1）複数OTAでの宮城県のプロモーション

ア 宮城県の特集ページ等を掲載し、県内事業者の登録コンテンツ（宿泊施設や体験コンテンツ等）が容易に予約できるような構成とする。また、欧米豪市場に対して効果的にプロモーション

ンができるOTAを2社以上、選定理由を明記した上で提案すること。なお、提案する複数のOTAのうち少なくとも1社については、JR EAST PASSや東京から仙台までのJR新幹線チケットの販売を行っている事業者とし、交通手段も含めた効果的な宮城県へのプロモーションが可能なOTAとすること。

イ 本事業の実施にあたっての各OTAとの連絡調整や掲載期間等に関するスケジュールを明記すること。

ウ 掲載要件については複数OTAをとおして以下を満たすものであること

- ・ 県内観光地の魅力を写真、動画等の掲載により効果的に紹介するほか、東京から新幹線で90分という宮城県へのアクセスの優位性も合わせてプロモーションすることにより、宮城県内への誘客に繋がる内容とすること。
- ・ 各OTAにおいて特集ページへのアクセス、実際の予約者が増えるようプロモーションを実施すること。
- ・ 特集ページ等の掲載時期は、契約締結後に発注者と協議した上で、掲載内容や期間等について各OTAとの調整を行うこと。
- ・ 各OTAでのプロモーション期間中に各OTAに新規もしくは追加登録された県内の宿泊施設や体験コンテンツ等についても速やかにプロモーション内容を更新し対応すること。なお、県内事業者への登録支援は発注者側で行うこととする。

エ データの収集・分析

プロモーション実施後には、広告掲載ページへのアクセス数や滞在時間、各OTAから主要な国籍毎の予約・利用実績、同指標による対前年比増加率を取りまとめの上、事業効果および欧米豪の訪日観光客の傾向について分析し、事業報告書に記載すること。

(2) 目標KPI

以下の項目について、欧米豪市場を対象とした目標KPIを設定し提案すること。

- ・ 広告掲載ページへのアクセス数や滞在時間
- ・ 各OTAでのプロモーションによる訪日旅行客の予約数（翌年度以降も含む）および利用実績数
- ・ 同指標による対前年比増加率（前年同期間による）
- ・ その他、本業務の趣旨に資する指標

(3) 独自提案事項について

上記（1）～（2）の業務内容に連携して、本事業の効果を高めると考えられる独自提案事項がある場合には企画提案すること。ただし、実施に要する経費は上記（1）～（2）の業務の実施に要する経費と合わせて委託料に含まれるものとする。

5 事業報告書の作成及び提出

本業務の完了後、速やかに実施した業務の内容を記載した報告書（任意様式）を作成し、発注者に提出するものとする。

(1) 提出物

紙媒体1部及び電子媒体で提出すること。

(2) 提出場所

宮城県経済商工観光部 観光戦略課欧州誘客推進班

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県行政庁舎14階南側

(3) 事業報告書の提出期限

令和9年3月19日(金)

6 契約に関する条件等

(1) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。以下同じ）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

7 その他

(1) 本業務の実施に当たっては、実施内容を事前に協議するとともに、必要に応じて随時打合せを行うなど、発注者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的、効率的な遂行を心掛けること。

(2) 本業務の詳細については発注者と協議の上決定し、進捗状況をその都度報告するとともに、事業完了後は速やかに業務完了報告書を作成・提出すること。

(3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定することとする。なお、仕様書に明示のない事項であっても、社会通念上当然に必要なと思われるものについては本業務に含まれるものとする。

(4) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合等は、速やかに発注者及び受注者との間で協議の上、決定する。

(5) 委託者が必要と判断した際には、受託者と協議を行った上で、本契約の内容を変更することができる。